

「勤労千葉がゲリラに関与した!?!」

だから...

勤労千葉は三里塚を叩いている

三里塚勢力がゲリラを決行

# 愚劣な「三段論法」を粉々に粉砕

判16回サンケイ公判

第十六回サンケイ公判は六月十一日、東京地裁において、証人の水野副委員長に対するサンケイ側の反対尋問が行われ、「信号ケーブル切断事件」内部犯行」との独断の上に、勤労千葉「過激派」であり、勤労千葉が関与したとするサンケイ側のデッチ上げを粉砕した。

## 事実無根の中傷記事

— 前回公判で水野副委員長が証言 —

本件公判は、一九八二年三月二十七日、千葉県警が「3・13ゲリラ」事件を口実に、威力業務妨害、窃盗、暴力行為等処罰に関する法律違反容疑をデッチ上げ、勤労千葉会館および津田沼支部事務所、二箇所、さらに中野委員長他、組合員の自宅六箇所など、計八箇所におよぶ自宅捜査を行った際に、サンケイ新聞が夕刊全国版の社会面に、「信号ケーブル切断事件など一連のゲリラ事件に国鉄千葉勤労が関与していた」と報道し、このデータメな報道記事に対して、名誉毀損、社会的信用を著しく汚したとして勤労千葉が告訴したものである。

前回公判では、水野副委員長が原告（勤労千葉）側証人として出廷し、①勤労千葉の分離独立の経過、②三里塚ジェット闘争を闘う勤労千葉の基本的立場、③労働組合としての戦術についての考え方について証言し、サンケイ新聞報道がまったくの事実無根、独断と偏見に基づく中傷記事であり、勤労千葉の社会的名誉が著しく傷つけられたことを事実に基づいて証言した。

サンケイの主張を粉々に粉砕

— 「愚劣なサンケイ式三段論法」 —

第十六回公判は、サンケイ側による反対尋問が行われ、①「県警の捜索」に対する抗議声明が同

じような内容で「前進」に掲載された。②勤労千葉の闘いが「前進」に掲載されている。③分離独立当時、朝日新聞は、勤労内の過激派のセクト争いと書いた。④会館に、過激派が出入りしているのではない。等々信号ケーブル切断事件「内部犯行」の独断の上に立って、見当違いにも勤労千葉「過激派」勤労千葉の犯行であるかのような尋問を繰り返した。

これに対し、水野証人は、①独立した労働組合が声明や見解を発表するのは、公開が原則であり、サンケイ新聞だからと言っても特別に排除はしていない。③セクト争いとの記事は労働運動にかかわらない一部の者の皮相な見方であり、本質は路線をめぐる問題、④労働組合の事務所にはあらゆる支援の人々が入り出している。との証言を行い、サンケイ側の主張を粉砕した。

とりわけ、勤労千葉が「過激派」であることを認めさせようと、愚にもつかぬ尋問を繰り返したサンケイ側に、たまりかねた裁判長は「具体的な事実について証言を求めるときで、サンケイ側の主張について証人の感想を求めても仕方がない。取り消しなさい、質問をかえなさい」と厳しく注文し、尋問は尻切れで終わる始末であった。

次回公判は八月六日、十時より行われ、勤労千葉から出されていたサンケイ側島崎証人の「証言拒否違法」の申し立てに対する裁判所の判断が示される予定である。

## 業務が阻害されたとする当局主張のデタラメ性を暴露

判15回「81・3」公判

第十五回「81・3公判」が六月五日千葉地裁において開かれ、国鉄当局側の渡辺（当時人事課補佐）、小泉（当時房総運輸長付）両証人に対する勤労千葉弁護団による反対尋問が行われた。反対尋問は「勤労千葉の部隊によって助役の線見訓練が妨害をうけ、著しく業務が阻害された」とする当局の主張が全くデタラメであり、団体交渉も

やらず（藤田元総務部長は本件での団交の必要性を法廷において認めている）一方的に助役線見を強行しようとし、これに正当に抗議した勤労千葉の動員者に対して迂回すれば乗車できたにもかかわらず、多数をたのんで強行突破しようとした当局の不当、かつ挑発的な実態を暴露した。

### 6月 当面する主なスケジュール

- 14日・全金本山夏季販売各支部オルグ
- 17日・野球大会（準・決） 千葉公園球場 9時
- 18日・第2回駅助勤対策合同委員会 動力車会館 13時
- 18日・へら鮎つり大会 三島湖 4時
- 20日・国鉄再建闘争中央行動（総評） 東京 九段会館 15時
- 22日・囲碁将棋大会 動力車会館 9時半
- 29日・第3回勤労千葉労働学校 動力車会館 13時半